　大阪府は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により、以下の指定障害児通所支援事業者に対する処分を行いましたので、お知らせします。

１　指定の全部効力の停止対象事業者

1. 法人名　株式会社大拓
2. 代表者　代表取締役　柿本　大史
3. 所在地　和泉市繁和町5番10号

２　事業所名及び所在地

1. 事業所名　　放課後等デイサービスゆり
2. 所在地　　和泉市井ノ口町4番14号　フダモト和泉府中店舗
3. サービス種別　　放課後等デイサービス

３　処分年月日

　平成３０年３月９日

４　処分の内容

　指定の全部効力の停止

平成３０年３月１０日から６か月間

５　処分の理由

（１）不正請求（児童福祉法第21条の5の23第1項第5号に該当）

　　利用児童に対し、実際にはサービス提供を行っていないにもかかわらず、障害児通所給付費を不正に請求・受領した。